

お客さま各位

株式会社 南都銀行

お取扱いができない外国送金（送る・受け取る）について

当行でお取扱いができない外国送金のうち、お問い合わせの多い代表的な事例をご紹介します。

- ・ 複数の送金目的等の資金を合算している。（複数のご依頼人の資金を合算しているものを含みます）
- ・ 確認書類等による送金目的等（金額等を含みます）の確認ができない。
- ・ 送金原資が現金（直前入金（振込）を含みます）である。
- ・ 送金原資の出所について正当性が確認できない。（タンス預金など）
（送金原資が他金融機関等を経由している場合は、当該金融機関等の通帳提示（または、コピー提出）により確認させていただいております）
- ・ お取引の相手方が以下に該当するもの
 - 知人・友人（目的等を含めて実態が不明なもの）
 - オンラインカジノ業者
 - 無登録で金融商品取引業を行う者として金融庁（財務局）が警告書の発出を行った無登録業者（海外所在業者を含みます）
- ・ 代理送金、代理受領
- ・ マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に重大な欠陥を有するとしてFATF（金融活動作業部会）等が公表している国・地域との取引（取引当事者が当該国・地域と関係する場合を含みます）
- ・ 国内外の規制当局が制裁措置等を講じている国・地域、人物、団体等との取引（取引当事者が関係する場合を含みます）
- ・ お客さまの属性等に照らし、整合性がないと当行が判断した取引
- ・ お取引の合理性がないと当行が判断した取引
- ・ 仕向金融機関で申告された送金目的等と当行で申告された送金目的等とが異なる被仕向送金
- ・ 直近1年以内に「お取引目的等確認」を実施させていただいていないお客さま
- ・ 上記のほか、当行の審査基準に照らして、仕向送金（送る）・被仕向送金（受け取る）をお断りする場合がございます。あらかじめご了承ください。